

2021.4

(通巻第509号)

発行:

一般社団法人

大阪自治体問題研究所

(発行人: 中山 徹)

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館5F

TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228

http://www.oskjichi.or.jp/

定価200円(消費税含む)

会員は会費に含まれます

おおさかの 住民と自治

泉大津市立病院解体の危機と 打開への道

立命館大学授業担当講師 (医療福祉生協法人勤務) 大松美樹雄

I はじめに

泉大津市は大阪府南部に位置し、人口は約7万6000人ですが、同規模の他都市に比べて市立病院は総合的な機能を保持し、医師・看護師等の専門職員を多数擁し、地域のヘルスケアネットワークの中軸となっています(医師44人、看護師188人、230ベッド)。この市立病院が今、民営化・解体の危機に直面しています。筆者は現地の「泉大津市立病院を守る会」の方々と共同調査をしてきましたが、昨年末の市長選挙において民営化推進の市長が再選されたことを踏まえて、病院解体の危機の本質とその打開への道を論じます。紙幅の関係で駆け足となりますので計数の根拠資料(財務諸表)は掲載できません。詳細な計数分析と本格的な論考としては他稿を参照ください(『賃金と社会保障』旬報社、2021年3月25日号に拙稿掲載予定)。本稿は「守る会」の方々との共同作業の成果ではありませんが、文責はひとえに筆者です。

II 市立病院の経営動向と病院政策の枠組み

まず病院の損益計算書の推移から経営財政状態を見てみます。2013年度には52億円の医業(事業)収益を上げ、1億4500万円の当期利益を獲得してい

ましたが、2016年度からは医業収益が50億円を割り込み、2019年度は5億円を超える当期損失を計上します。キヤッシュフロー表をみてみますと、厳しい財政状態がつづき、直近の貸借対照表には一時借入金金が18億5000万円はりついています。

自治体病院の特徴である自治体一般会計等からの繰り入れに関してはこの間、9億円前後が計上されていますが、国との関係を見ると、2018年度でおよそ5億3000万円が国によって地方交付税措置をされており、いわゆる市会計の「持ち出し」は約3億7000万円です。この金額で人口7万6000人の街が総合的な病院を維持できていること、社会的意義の認識と、その点を前提として病院経営の改善をどう図るかの方策が市当局と住民には問われています。

続いて市当局の病院政策の変遷をみてみましょう。

1998年に現在の市立病院がリニューアルオープンしましたが、2000年代の小泉構造改革路線の下で厳しい診療報酬抑制政策がとられたこと等により、市立病院は経営危機に直面します。市当局は総務省公立病院ガイドラインにそって、2008年「泉大津市立病院経営改

革プラン」、2016年「泉大津市立病院新改革プラン 2016年度〜2020年度」を策定します。

そして「新改革プラン」終了年度をまたず、2019年12月、「地域医療連携体制強化構想(案)―地域における持続可能な医療供給体制の構築を目指して―」が発表され、「病院収支の改善を図る『新改革プラン』の達成は無理、今後は事業統合・再編を含む方針を確立し、新急性期病院の建設着工をしていく、その大前提は指定管理者制度の導入である」(筆者要約)とされました。

さらに同月25日には、市と社会医療法人・生長会は「地域における医療連携体制の充実・強化に関する基本合意書」を締結し、2020年2月の広報に突如発表されました。

この概要は次の通りです(筆者要約)。市立病院と府中病院(生長会) という二つの医療機関で病床機能の再編とネットワーク化を目指す。

① 高度急性期・急性期病院(公設民営)新設

医療機能の高度化による救急受入体制等を充実。運営を指定管理として民間事業者委ねることで、民間の経営ノウハウを生かした安定的な病院経営

営を実現。

② 現在の市立病院の周産期医療、小児医療への特化

③ 現在の府中病院との連携
現在の府中病院は回復期医療と地域包括ケアの中心的役割を担う。

必要な120億円の資金のうち、生長会が60億円を負担し、市が60億円を負担するが、市の負担分の一定額は地方交付税措置がなされるとの言説が流れる中、2020年6月3日の市議会・病院整備特別委員会第1回に、次のような再編案と中期資金計画案が提示されました。

〔再編案〕

現在

市立病院 230床

生長会・府中病院 380床

⇐⇐⇐

市立病院 82床

府中病院 167床

新病院(公設民営) 300床

新病院の収益・費用は指定管理者に帰属することになります。

Ⅲ 中期資金計画案の問題点と生長会・指定管理者制度・地域医療連携推進

法人結成

まず大問題は、提示された中期資金計

画が次の致命的欠陥を抱えていることで

(1) 医療収益(事業収益)の根拠資料の一部は情報公開によって明らかにされましたが、その他の勘定科目の明細が示されていません。

(2) キャッシュフロー表が存在せず、その一部分をなす資本的収支のみ示されていること、貸借対照表も全体像が不明であること。

(3) 未収金(保険未収金)が8億円の水準で維持されていますが、2024年度に突如、ゼロとなっていること。

(4) 2020年度決算はコロナ禍のなか、厳しい数値が予測されますが、収支計画案では5億円台の黒字をみこんでいます。次年度以降の見通しが大きくくるってきます。

一言でいえば、数値の使い方が大変粗く、これを直接作成した現場の公務労働者の苦悩を察するに余りありません。これを確認した上で、生長会の分析に移りません。

「社会医療法人生長会」は和泉市に本拠を置く医療法人であり、事業収益は400億円を超えており、過去の遺産によって自己資本比率は40%前後と高い水準

にあります。事業収益と事業費用がA本来業務、B附帯事業、C収益事業に区分会計処理されており、業績の内実を知ることができません。BもCも業務利益を出せておらず、この間の合算事業利益(営業利益)は1%前後とほぼ誤差のような数値です。

生長会はかなり難しい局面にあり、今回の案件は起死回生の乾坤一擲の策ではないかと思われませんが、市はこれらの経営分析をした上で、パートナー選択をしたのでしょうか。

そのことを踏まえ、大きな争点となっている指定管理者制度活用の問題点について議論します。

尾林芳匡はこう論じます。2003年地方自治法改正によって営利企業を含む民間法人・団体にも可能となった。しかし、公共性が高く長期の見通しが必要な公立病院の管理運営に適用するのは適当か、と(尾林芳匡『自治体民営化のゆくえ 公共サービスの変質と再生』自治体研究社、2020年)。

泉大津の場合は市立病院の医療法上の管理者は生長会、開設者が市となります。病院への指定管理者制度の適用は物事の性格上、30年単位の契約となるのが通常であり、尾林氏が論ずるように自治

体の選択肢からはすすべきです。自前での公立病院保持の意義はコロナ禍の中、100年単位のスパンで考えるべき事柄であり、指定管理を規制事実として進めようとする動きにストップをかけなくてはなりません。

もう一つの懸念は、2021年には市と生長会だけで地域医療連携推進法人を作ろうという動きです。地域の多数の医療・介護関係者が最初から排除されているということは大きな疑問です。民間病院、開業医等を含めた「地域まるごと連携」を公論の場に載せることが肝要です。

IV 住民自治に基づく打開への道

市民には今、リアルな視点が求められています。

その一つは財政問題です。120億円の借金を30年にわたって返済すれば、元利合計で150億円規模となり、それは現在の市一般会計の半分に達する規模という事実。市は駅前再開発などへの過大投資で2000年前後、深刻な財政危機におちいった経験があります。

今回、市は一民間医療法人との「癒着」を土台として根柢なき自己過信による無理な新病院建設により、深刻な複合危機にふみこもうとしています。

二つ目には、人的資産の問題です。現在市立病院職員に対して生長会に移籍するのか、市の他部門に移るのか(部門未定)、自己都合での退職か、の面談が既に行われています。

若い研修医に対して援助・指導できる力量を待つ、キャリア20年の看護師に対して例えば会計課や税務課への配属を迫るのは、地域社会にとって社会的損失そのものではないでしょうか。

三つ目には、縮小する現在の市立病院と新しい公設民営病院の詳細な医療構想が、市民が納得する形で示されていないことです。

並行して公立保育園の民営化等も市は検討しており、健康・医療・福祉・介護・ケアを軸としたまちづくりや、地場産業と中小業者を中心とした経済活性化を統合させた総合的将来ビジョンを、市民が個々の立場を超えて胸襟を開いて議論する時です。その実践のなかで、市民による市立病院ガバナンスの未来、公の行財政の本来的役割が語り合われなければなりません。

2・4緊急パネルディスカッション

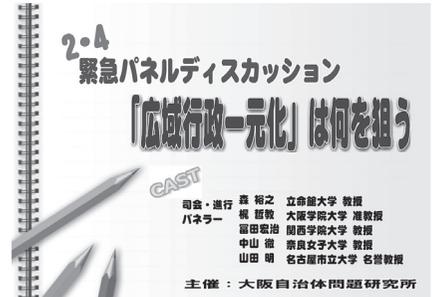
「広域一元化」は 何を狙う

ご存じのように、維新は、昨年11月の住民投票での「都構想」否決という市民の審判に背を向けて、「簡易版都構想」と言われる「広域一元化条例(案)」を、現在開催されている大阪府・大阪市の議会に上程し、強行の上、4月1日にも施行しようとしています。

この企みの内容と狙いにかかわって、4人の専門家による「緊急パネルディスカッション」を2月4日に実施しました。この映像について、現在YouTubeで無料公開しています。

少し長いものですが、「広域一元化条例」案の問題点と、その狙いについて、4人の先生の専門分野からの指摘と討論は他に例がなく、通してみれば非常にわかりやすいものとなっています。今後の取り組みにも重要な課題であり、ぜひご視聴ください。

YouTube映像、
ぜひご視聴ください! /



大阪自治体問題研究所のホームページから 又は YouTubeで「大阪自治体問題研究所」で検索して下さい。

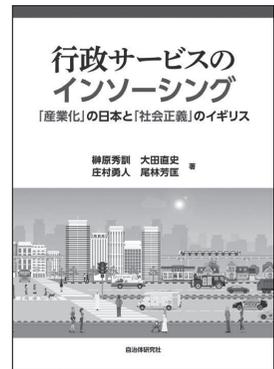
行政(公共)サービスはどうあるべきか

行政サービスのインソーシング

「産業化」の日本と「社会正義」のイギリス

榊原秀訓・大田直史・庄村勇人・尾林芳匡 著

日本では公的サービスのアウトソーシング、民営化、産業化が唯一の選択肢とされている。一方、イギリスでは、再公営化、つまり、民間から公営に取り戻す、インソーシングの事例がみられる。それは民営化、産業化による弊害、サービスの破綻・劣化が原因であり、公正を旨とする「社会正義」に根差した動きでもある。イギリスでの調査を初め、現地の労働組合・市民団体等の社会運動を紹介し、日英比較を通して、これからの行政サービスのあり方を多角的に考える。(A5判・並製カバー・136頁)



お問合せ・申込み先 **大阪自治体問題研究所**

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館5F FAX:06-6354-7228

申込み書

ふりがな	書名		冊数
お名前	行政サービスのインソーシング —「産業化」の日本と 「社会正義」のイギリス 榊原秀訓・大田直史・ 庄村勇人・尾林芳匡 著 A5判 定価(本体1600円+税)		
〒 お届け先			
TEL	FAX		